

令和3年度 事業方針大綱

令和2年、日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士制度制定70周年に当たる年に施行された土地家屋調査士法の改正により「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資する。」という土地家屋調査士の使命遂行のため、「土地家屋調査士70年宣言」を発し、自ら専門分野の知識と技術の向上のため研鑽を積み、国民の信頼に応えるため能動的に行動することを宣言した。

その宣言では、「不動産登記と地図の整備と充実」、「防災減災国土強靱化のためのインフラ整備」、「土地境界管理による境界紛争の未然防止と紛争解決」及び「新しい価値観の創造」に貢献するとした。これは、「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」（平成30年2月9日付け日調連発第281号）が目指すもの、「土地家屋調査士の使命と自覚」、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「土地家屋調査士の社会的地位の向上」に通じるものであると考える。

また、令和元年度日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部において、「同グランドデザインの基本計画」を策定し、「地籍情報の効率的な提供及び活用の担い手」、「公共サービスの担い手」、「管理業務への積極的参画による社会的地位の向上」、「基本計画を実現するための組織の強化」という4つの事項をグランドデザインに基づくより明確な目標として取り組むこととした。

令和3年度は、令和2年度の事業方針大綱を継続し、更に一歩進んだ取組を進めていくこととし、次の項目を推進することとしたい。

1 「土地家屋調査士業務関連諸規程、マニュアル等の整備」

これまで日本土地家屋調査士会連合会では、様々な規程やマニュアルを作り会員へ提供してきたが、その統一的な位置づけが不十分であったと感じている。「土地家屋調査士業務取扱要領」に関連した規程、マニュアル等の整備を行い、業務に関する体系的な規律を整え、会員へ提供し、専門家として依頼者への一層の信頼に応えるため、これらの充実を図る。

2 「研修体系の確立、義務研修の実施及び(仮)中央研修・研究所設置へ向けた具体的検討」

研修体系の確立を目指し協議を重ねてきているが、上記の規程やマニュアル等が整備されていないことには、どのような項目を研修し、自身に足りない研修項目もはっきりしないことから業務に関する体系的な規律の整備とともに研修体系の確立を目指

す。また、令和 3 年度からスタートする義務研修を各土地家屋調査士会と協力し実施する。

また、(仮)中央研修・研究所の設置に向け、人的な確保、組織の在り方等、具体的に検討し、早期の実現を目指す。

3 「不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成作業、地籍調査事業への参画及び提言」

令和 2 年土地基本法の改正により、土地所有者等の責務、適正な利用・管理を重視した基本理念と方針に変更された。土地所有者等の責務として、登記手続、権利関係の明確化の措置及び所有権の境界の明確化の措置を適切に講ずるように努めなければならないとされると同時に、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならないとされた。境界確認業務についても重要な影響があるものと思われるので、このことに対する啓発を行っていく。

国土調査法の改正においては、筆界案の作成、筆界未定地を対象にした筆界特定制度の活用、街区先行型の成果の登記記録への反映等、土地家屋調査士が関与しなければより良い成果とならないことは、これまでの地籍調査や不動産登記法第 14 条地図作成作業の経過から明らかであり、これらの制度への参画と提言を行っていく。さらには、民事法制の見直しがされた施行 3 年後の見直しに向けた対応に対しても注視していく。

4 「不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画」

所有者不明土地問題から発生する様々な問題に対応するため、民法や不動産登記法の改正がなされた。相隣関係、様々な場面での裁判所による管理人の選任、共有制度の見直し、相続登記の義務化、登記事項を正しく公示するための方策、いわゆる土地所有権の放棄等、土地家屋調査士の業務に大きく影響するものとなる。いわゆる土地所有権の放棄の問題では、法務局が窓口となることとされている。土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、訴訟手続への積極的な関与を深めるため、土地家屋調査士の有用性の発信と裁判所へのアプローチを試みる。また、法務局との更なる協力体制の構築と新しい業務への対応を図る。

5 「各種関係団体との連携強化」

令和 2 年度は、ライカジオシステム株式会社、全日本不動産協会との連携を進めたところであるが、より一層の協力体制を構築したい。法制審議会等の議論の中でも、例えば土地境界に関する部分については、土地家屋調査士が行うべき等の意見も示されてきている。このような関係を構築し、より多くの官公署、関係機関、資格者団体から

提案いただける土地家屋調査士業界にしていかなければならない。土地家屋調査士の関与の必要性を各方面に発信し続けることとしたい。

6 「日調連と各土地家屋調査士会の組織強化と連携」

組織強化と連携は、あらゆる事業を遂行していくために必要である。ブロック協議会の位置づけをより明確にし連携を強化したい。会員数の少ない土地家屋調査士会についての助成制度の見直しとともに、連合会の協力体制をより具体的に示す必要がある。令和3年度は、広報活動、研修事業を土地家屋調査士会と協力して、どのような広報、どのような研修を具体的にを行うことができるか検討し実施したい。

以上、令和3年度の事業方針大綱とし、各部等の事業計画を策定する。